

本人通知制度に登録しましょう

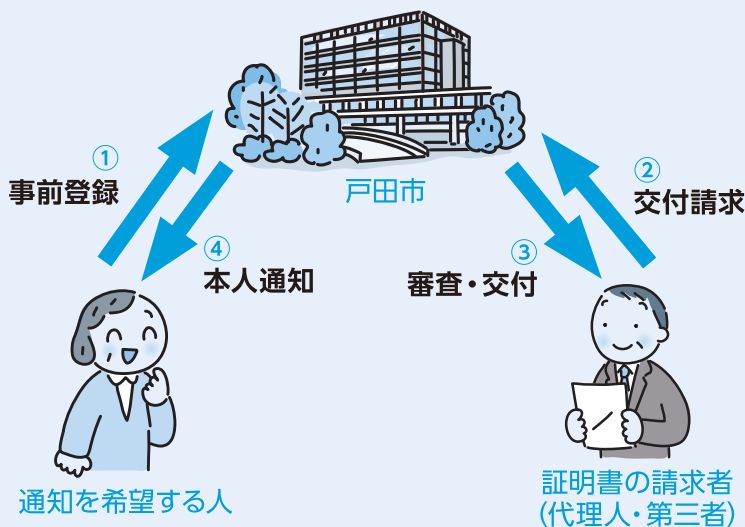
証明書不正取得(犯罪)の 早期発見のために

問い合わせ 市民課 (内線204)

本人通知制度は、戸籍情報を含む証明書(本籍地が記載されている住民票の写しや戸籍謄本など)が本人の代理人や第三者の請求により交付された場合に、事前に登録した本人に知らせる制度です。

近年、身元調査などに利用するため、第三者が委任状を偽造し、証明書などを不正に取得する事件が発生しています。

証明書の不正取得は犯罪です。事前登録をすることで、早期発見を図ります。登録の対象は市に住民登録をしている人や本籍がある人です。市民課、美笹支所、戸田公園駅前出張所の窓口のほか、下記の申込書を使って郵送でも申し込みできます。



※郵送申請の場合は、個人番号カード、運転免許証、パスポートなどの本人確認書類の写しを同封してください
 ※個人番号カードの写しを同封する場合は、顔写真のある面の写しを同封してください
 ※同一の住民票などに記載されている人であっても、登録者本人以外は通知の対象になりません

郵送先

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1
 戸田市役所市民課

以下をコピーまたは切り取ってご使用ください

戸田市本人通知登録申込書

令和 年 月 日

あて先 戸田市長

※既に申し込まれた方は申し込みする必要はありません

戸田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

住 所

氏 名

[1 本人 2 法定代理人(未成年者・成年被後見人) 3 代理人]

連絡先

登録を希望する者の氏名 (住民票の写し等に記載するもの)	フリガナ		
生 年 月 日	明・大・昭・平・令	年 月 日	性別 男・女
住 所			
本 籍		筆頭者	
連 絡 先	()	[<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先]	

申し込み時に必要なもの

- (1) 本人であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)を提出し、又は提示してください。
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申し込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状)